利用料金の減免について

以下の手帳をお持ちの方は『手帳を提示』し『利用料金減免申請書の記入』することで減免となります。

No.	手帳の種類
1	身体障害者手帳
2	療育手帳
3	精神障害者保健福祉手帳
4	障害者手帳アプリ「ミライロ ID」 ※ミライロ ID での確認が難しい場合は障害者手帳等の提示が必要です。

各施設の減免額は以下の通りです。

施設名	対 象	減免額
運動広場	利用する者の半数以上が障害者	利用料金の5割相当額
実習室	であるとき。	
オートキャンプ施設	それぞれの施設の 1 単位の利用	利用料金の5割相当額
バンガロー施設	につき、利用する者のうち、1人	
テント施設	以上が障害者であるとき。	
テント広場		
プール	障害者が利用する場合又は障害	障害者
自転車	者の介護者(障害者1人につき1	利用料金の 5 割相当額
ローラースケート場	人の介護者に限る。)が当該障害	介護者
インラインスケート	者と同時に利用するとき。	利用料金の全額
プロテクター		

自治体で発行される「障害福祉サービス受給者証」では減免となりません。